

13. 関西学院大学研究倫理について



関西学院大学 研究倫理について

▶ 貴方も責任ある研究者です。

「研究者」とは教員に限らず、本学において研究活動に従事する者すべてを含みます。

学部学生も、研究活動（各種調査におけるアンケートの実施やゼミ研究、研究リポート作成、卒業論文執筆など）に関わる際は、「研究者」に準ずる者とみなされます。

「関西学院大学 研究倫理規程 第2条」より

関西学院大学はキリスト教主義によってたつ教育研究機関であり、スクールモットーの Mastery for Service の精神に基づき、社会の信頼に支えられた高い倫理性をもって教育研究を推進し、その成果を積極的に社会に還元することに、その本旨がある。

- 研究者は、研究成果の発表における捏造、改ざん、盗用、重複発表、その他の研究活動における不正行為を行ってはならない。特許出願において虚偽を行ってはならない。また、研究活動における利益相反の発生に十分な注意を払い、相反が発生する場合には情報を開示し、適切な管理を行わねばならない。
- 研究者は、研究活動にあたって、関係する個人の尊厳および人権を尊重しなければならない。また、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 研究者は、研究活動において装置、機器、薬品、材料などを用いるときは、関係する法令、本学の諸規則、学会等の指針を遵守し、環境、安全へ配慮しなければならない。
- 研究者は、研究活動において、学生や共同で研究を行う者に対して正当な理由なくして不利益を与えてはならない。

「関西学院大学 研究活動に関する指針」より抜粋

研究活動上の不正行為とは？

文科系「研究活動における不正行為」の特定・不正行為への対応等に関するガイドライン	捏造	【事例】 大学院生による論文掲載図表の捏造 大学院生が筆頭著者として発表した論文1編について、図表に捏造又は改ざんの疑いがあることを、当該論文の責任著者である教員が発見し、自己申告があった。当該論文の5つの図表に、異なる実験結果で得た画像・データが流用されていることが確認され、捏造と認定された。筆頭著者は、学位取得のための限られた期間で研究成果を出さなければならないというプレッシャーや、進路に対する不安による焦燥感が背景にあったことから、短期的に成果を上げるため、ある程度結果が予測される実験について、実験結果より論文内容の論理的整合性を優先させてしまった。 【処分】 大学の「学生懲戒規程」に基づく処分等 【参考】 文部科学省 HP「文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案（2019年度）」
	改ざん	【事例】 K大学の元教授による実験データの改ざん K大学の教授に対して、学会抄録を作成するにあたって実験データの書き換えを指示された旨の告発があった。告発者が発表した学会の抄録に、臨床では現実的なものではないとの理由から、実際の実験とは異なる実験データの書き換えを指示し、作成・登録させたことについて、改ざんが認定された。学会への抄録登録及び発表について、社会に与える影響を十分に認識しておらず、被通報者自身が研究に対する責任感に欠け、研究不正に関する理解が欠如していたと考えられる。 【処分】 学会抄録の取下げ、依頼退職、研究費の使用中止等 【参考】 文部科学省 HP「文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案（2021年度）」 ※「捏造」と「改ざん」は、定義上、区分されているが、実際には、上記の様な、これらが混在した複合的な事案等も存在するため、厳密な分類が難しい場合がある。
	盗用	【事例】 M大学教授による論文図表の盗用 M大学教授が著作に関わった論文2編に盗用等の疑いがある旨の告発があり、調査の結果、論文1編について盗用が認定された。先行研究の図表を適正な引用の形式を取らず不適切に転載したことから、研究者としてわきまをべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものだった。大学が義務付ける研究倫理教育を全て受講していたが、適切な引用方法に関する知識が不十分であったために、引用掲載がないまま報告書への転載が行われた。 【処分】 論文の取り下げ、懲戒処分等 【参考】 文部科学省 HP「文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案（2023年度）」

その他、本学では以下の行為も不正行為として位置付けています。

- **恣意的に取得した試料等の利用**
計測・実験機器の操作や調査方法の決定等を恣意的に行うことによって、正当な方法では得られない試料等を取得し、利用すること。
- **不適切な著者表示**
当該の研究活動に無関係の他者を著者に加えたり、共同研究者を適正な形で著者に含めなかったりすること。
- **不適切な重複発表**
既発表の成果を新規なものであると偽って再び発表すること。
- **訂正の不作為**
発表した研究成果に重要な間違いを発見しながら、当該成果の取り下げや訂正発表等の適切な処置を行わないこと。

【参考文献】 1. 1わが国における研究不正－公開情報に基づくマクロ分析 (1) 独立行政法人科学技術振興機構 2013 vol.56 no.3
2. 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて ～研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」文科省 平成 18年

本学の研究活動における不正行為防止等の体制、関係規則、及び事例を URL にて紹介しています。
URL: https://www.kwansei.ac.jp/kenkyu/kenkyu_010053.html 「研究活動上の不正行為防止への取り組み」

研究活動上の不正行為に関する相談・告発等の窓口

研究推進社会連携機構事務部
E-mail: fuseisoudan@kwansei.ac.jp
(西宮上ヶ原キャンパス) TEL 0798-54-6104 / FAX 0798-54-6905 (神戸三田キャンパス) TEL 079-565-9052 / FAX 079-565-7910
※告発者は「関西学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に基づき、不利益な取扱いを受けることがないよう保護されます。

法令等違反行為に関する通報及び相談

[学院内窓口]
コンプライアンス推進室・コンプライアンス推進課
E-mail: whistleblowing@kwansei.ac.jp TEL 0798-54-6266 / FAX 0798-54-6461
※詳細はHP (<https://ef.kwansei.ac.jp/efforts/whistleblowing>) をご覧ください。

[学院外窓口]
ひなた法律事務所
E-mail: kwansei@hinata-law.com TEL 06-6366-0636 / FAX 06-6366-0638